

定例公安委員会開催概要

令和8年5月27日、次のとおり定例会議を開催しました。

1 審議・報告事項

(1) 監察関係事案報告

監察関係事案について報告を受けた。

(2) 4月中の苦情受理・措置状況

4月中の苦情受理・措置状況について報告を受けた。

吉本委員長から、「遺失拾得手続においては、定められた手続を怠ることがないようお願いしたい。」旨の発言があった。

(3) ススキノクリーン対策の実施

ススキノクリーン対策の実施について報告を受けた。

(4) ヒグマ駆除対応プロジェクトチームの運用開始

ヒグマ駆除対応プロジェクトチームの運用開始について報告を受けた。

吉本委員長から、「ヒグマの出没が続いていることから、しっかりと対応していただきたい。」旨の発言があった。

友井警察本部長から、「このプロジェクトチームについては、これまで研修や訓練を重ねてきたところであり、今後、新たな課題が浮上した場合は、慎重に検討するとともに、様々な情報を収集しながら運用してまいりたい。」旨の発言があった。

(5) 刑事関係主要事件発生・検挙の状況

旭川市神楽における殺人事件被疑者の検挙及び捜査本部名の改称について報告を受けた。

2 決裁・報告事項

(1) 運転免許の取消処分

運転免許の取消処分を行った。

(2) 被留置者からの公安委員会に対する事実の申告及び裁決

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）に基づく、被留置者からの公安委員会に対する事実の申告について説明を受け、裁決した。

(3) 令和8年度札幌方面留置施設視察委員会委員の任命

令和8年度札幌方面留置施設視察委員会委員の任命候補者5名について、適任であるとの説明を受け、同候補者5名を令和8年度札幌方面留置施設視察委員会委員として任命することとした。

(4) 令和7年度各方面留置施設視察委員会意見及び前年度意見に対する措置結果

令和7年度に各方面留置施設視察委員会委員が留置施設を視察した際に出された意見について報告を受けたほか、令和6年度に各方面留置施設視察委員会委員が留置施設を視察した際に出された意見に対する措置結果について報告を受けた。

(5) 行政不服申立事件の受理及び裁決

文書照会に係る不作為についての審査請求の受理について報告を受けたほか、運転免許の行政処分に対する審査請求について裁決した。

(6) 犯罪被害者等早期援助団体に関する令和8年度事業計画等の報告

北海道公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体である公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンターから、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第8条第1項に基づき提出を受けた令和8年度事業計画書及び収支予算書について報告を受けた。

(7) 重傷病給付金の支給裁定

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）に基づく重傷病給付金の支給について裁定した。

(8) 遺族給付金及び重傷病給付金の支給申請受付

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく遺族給付金の支給申請受付概要及び重傷病給付金の支給申請受付概要について報告を受けた。

(9) 猟銃の所持許可の取消処分

札幌方面管内の居住者が、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条第1項第18号に該当し、同法第11条第1項第2号に規定する許可の取消事由に該当するとの説明を受け、同人の猟銃所持許可を取消しとすることとした。

(10) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準に関する規程の制定

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）の施行に伴い、行政処分の基準を定めた盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準に関する規程を制定するとの説明を受け、同規程を制定することとした。

(11) 金属くず回収業に関する条例に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準に関する規程の一部改正

金属くず回収業に関する条例の一部を改正する条例（令和8年北海道条例第28号）の施行に伴い、金属くず回収業に関する条例に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準に関する規程（平成29年北海道公安委員会規程第8号）の一部を改正するとの説明を受け、同規程の一部を改正することとした。

(12) 令和7年度会計事務監査の実施結果

令和7年度会計事務監査の実施結果について報告を受けた。

(13) ストーカー規制法に基づく警告及び禁止命令等の実施結果

令和8年4月中におけるストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）に基づく警告及び禁止命令等の実施結果について報告を受けた。

(14) 苦情及び要望・意見の受理

公安委員会宛て苦情及び要望・意見の受理について報告を受けた。

(15) 要望・意見の調査結果

公安委員会宛て要望・意見の調査結果について報告を受けた。

(16) 苦情の調査結果

公安委員会宛て苦情の調査結果について報告を受け、必要なものについて回答内容を決定した。

(17) 公益通報の調査結果

公益通報の調査結果について報告を受けた。